平成１８年４月７日

各　　位

会社名　　株式会社マルヤ
代表者名　　代表取締役社長　新井　英三郎
(コード番号　　９９７５　東証第二部)
問い合せ先　常務取締役　折原　昭
(TEL　０４８－７６１－０８０８)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年４月６日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 18 年５月 17 日開催予定の当社第 44 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．変更の理由

会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年５月１日に施行されることに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

(１)株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。

(２)取締役会を機動的に運営するために、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 23 条第２項(決議方法等)を新設するものであります。

(３)上記の他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

１．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第 1 章　総　　則 **(商号)** **第 1 条**	**<現行どおり>**
(目的) **第 2 条**	**<現行どおり>**
(本店の所在地) **第 3 条**	**<現行どおり>**
<新設>	**(機関)** **第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。** **(1) 取締役会** **(2) 監査役** **(3) 監査役会** **(4) 会計監査人**
(公告の方法) **第 4 条　当会社の公告は日本経済新聞に掲載してこれを行う。**	**(公告方法)** **第 5 条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。**
第 2 章　株　　式 **(発行する株式の総数)** **第 5 条　当会社の発行する株式の総数は、40,300,100 株とする。ただし株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。**	**第 2 章　株　　式** **(発行可能株式総数)** **第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、40,300,100 株とする。**
(自己株式の取得) **第 6 条　当会社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。**	**<削除>**
<新設>	**(株券の発行)** **第 7 条　当会社は、株式に係る株券を発行する。**

(1 単元の株式の数) 第 7 条　当会社の 1 単元の株式数の数は 100 株とする。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条　当会社の単元株式数は 100 株とする。 ②当会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。
(単元未満株券の不発行) 第 8 条　当会社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	<第 8 条に移設>
(株式取扱規則) 第 9 条　当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続き及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。	(基準日) 第 9 条　当会社は、毎年 2 月 20 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
(名義書換代理人) 第 10 条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ②当会社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 ③当会社の株主名簿及び実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理	(株主名簿管理人) 第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 ③当会社の株主名簿及び株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する業務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

人に取扱わせる。	
(基準日) 第 11 条　当会社は、毎年 2 月 20 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(株式取扱規則) 第 11 条　当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続き及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。
第 3 章　株主総会 (招集の時期及び議決権) 第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。	第 3 章　株主総会 <現行どおり>
(招集者及び議長) 第 13 条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。 ②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(招集権者及び議長) 第 13 条　当会社の株主総会は、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。 ②取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
<新設>	(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。
(決議方法) 第 14 条　当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。	(決議方法) 第 15 条　当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

②商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。	②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が主席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。
(議決権の代理行使) 第 15 条　当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。 ②株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第 16 条　当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。 ②株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第 4 章　取締役及び取締役会 (員数) 第 16 条　当会社の取締役は 10 名以内とする。	第 4 章　取締役及び取締役会 (員数) 第 17 条　<現行どおり>
(選任) 第 17 条　当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ②当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 <新設>	(選任) 第 18 条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 ③当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
(任期) 第 18 条　当会社の取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第 19 条　当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(招集通知) 第 19 条　当会社の取締役の招集通知は、各	(招集通知) 第 20 条　<現行どおり>

取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。 <新設>	②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条　取締役会はその決議により、取締役社長 1 名を定め、必要に応じ取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 ②取締役会の決議により、前項の取締役のなかから当会社のを代表する取締役を選任する。	(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条　取締役会はその決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ②取締役会の決議によって、前項の取締役の中から当会社を代表する取締役を選定する。
(招集者及び議長) 第 21 条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集しその議長となる。 ②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(招集権者及び議長) 第 22 条　<現行どおり> ②取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
(決議方法) 第 22 条　当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。 <新設>	(決議方法等) 第 23 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 ②当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。
(取締役会規則)	(取締役会規則)

第 23 条　当会社の取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	第 24 条　<現行どおり>
(報酬及び退職慰労金) 第 24 条　当会社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第 25 条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって決める。
第 5 章　監査役及び監査役会 (員数) 第25条　当会社の監査役は4名以内とする。	第5章　監査役及び監査役会 (員数) 第 26 条　<現行どおり>
(選任) 第 26 条　監査役は、株主総会において選任する。 ②法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において、あらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。 ③監査役及び補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ④補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。 ⑤補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。	(選任) 第 27 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <削除> ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 <削除> <削除>
(任期) 第 27 条　当会社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期およ	(任期) 第 28 条　当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退

び補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役) 第 28 条　監査役は互選により常勤の監査役を定める。	(常勤の監査役) 第 29 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(招集通知) 第 29 条　当会社の監査役会の召集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	(招集通知) 第 30 条 <現行どおり> ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(決議方法) 第 30 条　当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもってこれを行う。	(決議方法) 第 31 条 <現行どおり>
(監査役会規則) 第 31 条　当会社の監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(監査役会規則) 第 32 条　<現行どおり>
(報酬及び退職慰労金) 第 32 条　当会社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第 33 条　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
<新設>	第6章　会計監査人 (選任方法) 第 34 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
<新設>	(任期) 第 35 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②会計監査人は、前項の定時株主総会におい

	て別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
<新設>	(報酬等) 第 36 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第 6 章　計算 (営業年度及び決算期) 第 33 条　当会社の営業年度は、毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとし、毎年 2 月 20 日を決算期とする。	第 7 章　計算 (事業年度) 第 37 条　当会社の事業年度は、毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとする。
(利益配当金) 第 34 条　当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者に支払うのとする。	(剰余金の配当) 第 38 条　当会社の剰余金の配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。
(中間配当) 第 35 条　当会社は取締役会の決議により毎年 8 月 20 日最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当をすることができる。	(中間配当) 第 39 条　当会社は取締役会の決議によって毎年 8 月 20 日最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。
(除斥期間) 第 36 条　当会社の利益配当金又は中間配当金が、その支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその義務を免れるものとする。	(除斥期間) 第 40 条　当会社の剰余金の配当金及び中間配当金が、その支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその義務を免れるものとする。

以　上